

岐阜県における人権・道徳教育に関する一考察

－ 人権に関する県民意識調査（岐阜県）を基に －

A Study on Human Rights and Moral Education in Gifu Prefecture

－ Based on Prefectural Public Opinion Survey on Human Rights (Gifu Prefecture) －

鎌田嘉彦*

Yoshihiko KAMATA

要約

平成27年3月の学校教育法施行規則の改正により「特別の教科 道徳」が誕生し、中学校では平成31年度から全面実施されることになった。この背景には平成18年12月に改訂された教育基本法がある。同法では前文に「公共の精神」を尊ぶことが盛り込まれ、同第2条に教育目標として「豊かな情操と道徳心を培う」ことや「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛する」ことが明記された。また、近年のいじめの深刻化は焦眉の問題となっており、これまでの学校教育の在り方、特に学校での道徳教育の在り方に対して疑問や批判の声が多く上がっている。

岐阜県では平成14年度以降5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施して、県民の人権意識の動向を調べている。この調査結果を基に岐阜県における道徳教育の課題についての考察を行った。

Abstract

"Special curriculum morality" was born due to revision of the enforcement regulations of school education law in March, 2015, and junior high school was to be implemented from FY1991 all year. In this background there is the Basic Education Law revised in December 2006. Under the Act, the preamble includes "honoring the" public spirit", and as Article 2 of the same educational objective, "cultivating rich emotions and moral values", "respect for tradition and culture", "I love you" was specified. In addition, the seriousness of bullying in recent years has become a problem of focus, and many voices of questions and criticisms have been raised against the way of school education so far, especially the way of moral education at school.

In Gifu prefecture, we conducted a "prefectural public opinion survey on human rights" every five years since FY 2002, and are investigating the trend of human rights awareness of the prefectural people. Based on the results of this survey, we examined the issues of moral education in Gifu prefecture.

キーワード：

人権、道徳教育、いじめ

Key words：

Human rights, moral education, bullying

1 はじめに

中学校における人権教育は主に道徳の時間を中心に国語科や社会科の授業で行われている。道徳の時間における教育内容は学習指導要領に四つの視点、すなわち、①主として自分自身に関するこ

と、②主として他の人とのかかわりに関すること、③主として自然や崇高なもののかかわりに関すること、④主として集団や社会のかかわりに関することとして示され、その相互の関連を考慮しながら授業が進められている。特に中学校段

*本学特任准教授

階では自律した人間であるために最も必要とされる、①の視点の内容が基盤とされている。一方、国語科や社会科においては、文学作品や日本の歴史を学ぶ中で人権尊重の精神や人権侵害の歴史や現実を学習している。また、小中学校においては地域の歴史や生活に密着した取り組みが行われており、地域の課題として人権教育が行われている学校もある。

岐阜県における人権教育は昭和 27 年の文部次官通達「同和教育推進について」を受けて、部落差別の解消を目指した同和教育に対する取組から始まった。その後同和教育における一定の成果を継承する形で、同和問題を人権問題の重要な柱としつつ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、平成 14 年以降人権同和教育と名称が変更された。また、平成 18 年には「ひびきあいの日」が創設され、幼稚園から高等学校まで同和問題をはじめとした人権問題に対して実践的に取り組む態度の育成が図られた。さらに平成 24 年度からは人権同和教育から人権教育に名称が変更された。これは、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化・多様化し、人権課題も複雑・多様化したことに伴うものであった。特に学校現場におけるいじめ問題の深刻化は、同和問題を核に据えながらも、人をどこまでも大切に基本的人権の尊重精神の醸成を企図したものであった。

ところで、これまで人権同和教育がどれほどの教育的な効果を生み出したのかの検証が十分になされていないのが現状である。そこで、岐阜県が平成 14 年度から 5 年ごとに実施している「人権に関する県民意識調査」¹⁾（以下県民意識調査）のデータに基づいて岐阜県及び岐阜県教育委員会が進めてきた人権同和教育の成果の検証と今後の課題を考察する。

2 行政の取り組み

同和問題や同和地区について、はじめて知ったきっかけを問う質問では、「同和問題の集会や研

修会で知った」、「県や市町村の広報や冊子などで知った」はいずれも平成 14 年度以降 19 年度、24 年度と減少傾向（図 1）にあり、県による同和問題の県民への周知は十分な成果を上げているとは言いがたい。また、人権意識を高める方法として

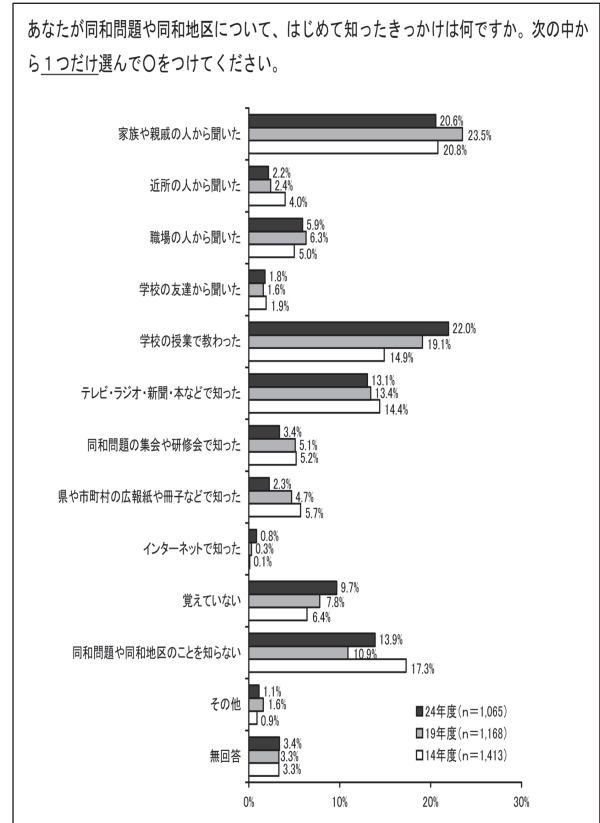


図 1 同和問題・同和地区を知ったきっかけ

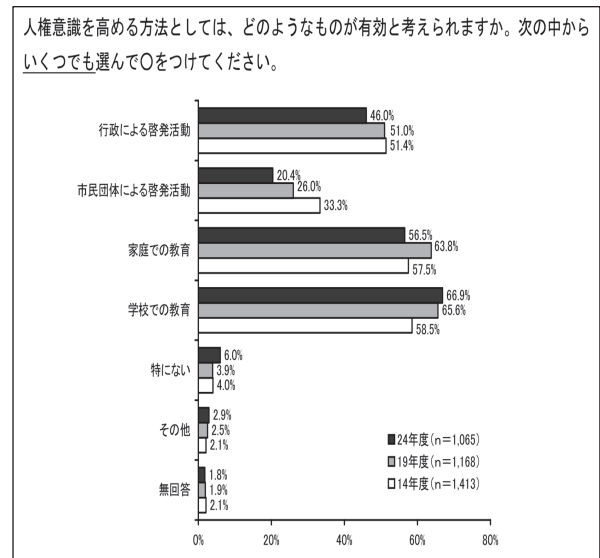


図 2 人権意識を高める方法

有効なものを問う質問には「学校での教育」(66.9%)、「家庭での教育」(56.5%)について「行政による啓発活動」(46.0%)が続いている(図2)。これは、県民の行政への人権啓発に対する期待の高さを示すものといえる。

ところで、岐阜県の人権に関する取組は環境生活部人権施策推進課が担当しており、そこでは各種メディアを活用しての広報や人権啓発のための講習会の開催、市町村が実施する人権啓発事業への助成などの施策を通して県民の人権意識の高揚を図っている。また併設する岐阜県人権啓発センターでは「出前講座」や「人権相談」、人権啓発図書の貸し出しなどの業務が行われている。しかしながら、その年間予算は年々減少傾向にあり、平成28年度は8千万円ほどで、平成19年度の約72%となっている²⁾。さらに併設されている岐阜県人権啓発センターにしても県庁舎内の一角にあるが、県民の利便性の面で問題があり、また明らかに手狭で県民が落ち着いて相談できる環境とは言いがたい。

3 学校での指導

一方「学校の授業で教わった」は14年度の14.9%から19年度には19.1%、24年度には22.0%と着実に増加しており、学校教育においては一定の成果がみられる。「学校の授業で教わった」と回答した者を年代別にみると(図3)、70歳代では1.2%、60歳代7.4%、50歳代21.1%、40歳代30.0%、30歳代37.3%、20歳代では41.1%となっており、50歳代以前の若い世代では学校が同和教育に果たした役割の大きさが歴然としている。特に30歳代、20歳代では他の項目「同和問題や同和地区のことを知らない」(19.4%)、「家族や親戚の人から聞いた」(17.7%)に比べても圧倒的に多く、若い年代では多くの県民が学校の授業ではじめて同和問題を知ったことがわかる。

次に、自分の子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応に関する質問には、「同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福す

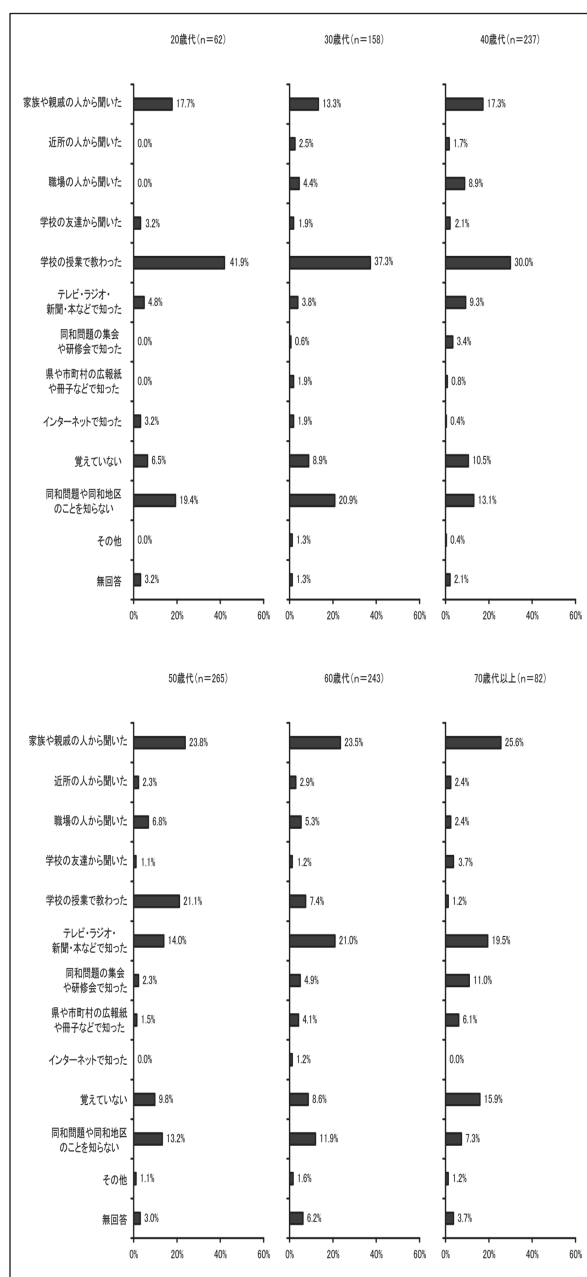


図3 「学校の授業で教わった」と回答した者の年代別構成

る」という積極的な賛成と、「自分としてはこだわりがあるが、子どもの意志を尊重して認める」という消極的賛成が平成24年度(51.1%)、19年度(53.6%)であり、「家族・親戚などの反対があれば、認めない」と「自分は反対であり、絶対に認めない」の反対は24年度、19年度ともに13.2%であった(図4、なおこの質問項目は19年度から実施されており、14年度のデータはない)。この質問項目においても高齢年代と若い年

代で大きな違いがみられる（図5）。特に「同和地区の人であるかないかは関係なく、祝福する」の割合は若い年代ほど高く、30歳代（39.9%）、20歳代（43.5%）となっており、他の選択項目を大きく上回っている。このことから、若い年代の県民に被差別部落に対する嫌悪感や差別意識が大きく改善していることが理解できる。これもこれ

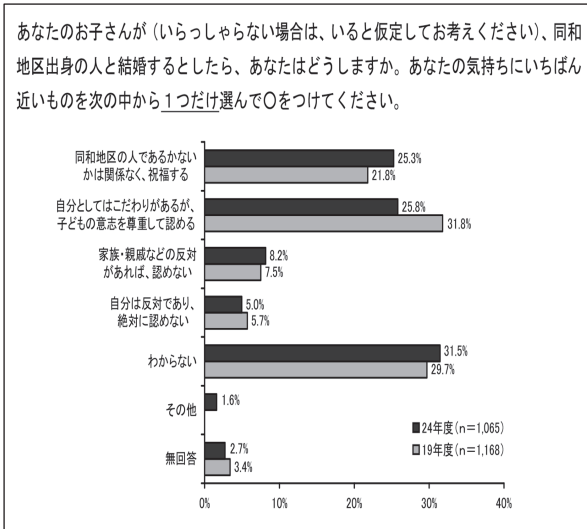


図4 同和地区の人との結婚について

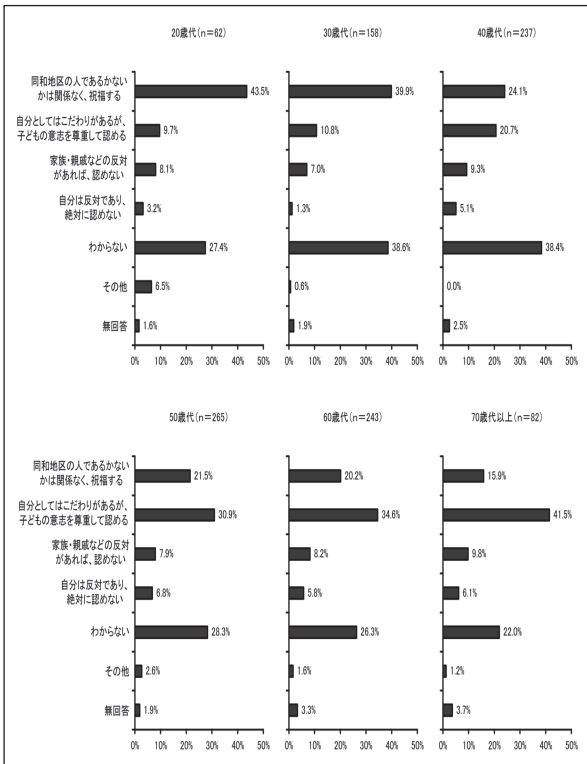


図5 同和地区の人との結婚について（年代別）

までの経緯を踏まえると学校における人権同和教育の果たした役割はたいへん大きいといえよう。

4 学校における人権・道徳教育の課題

以上のように、岐阜県の人権同和に関して行政の取り組みにはやや停滞傾向がみられるものの、学校教育の場面では着実な成果がみとめられる。その一方で、学校におけるいじめ、職場や家庭における様々な人権侵害は依然として深刻な状況にあるといわれている。岐阜地方法務局で取り扱った「人権侵害事件」の直近の状況をみると、年間の処理件数は500件前後で推移しており、そのうちの40%ほどが公務員関係の事案であり、公務員関係の事案の約90%が学校職員に関わる事案となっている（図6及び図7）³⁾

また、学校事案の内訳をみると、学校職員による体罰、暴言や不適切な指導等は後を絶たず、岐阜

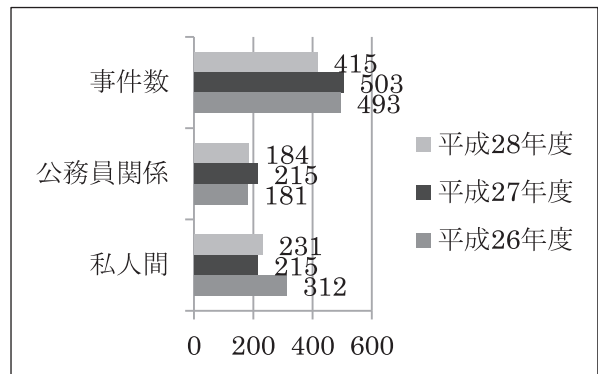


図6 岐阜地方法務局で取り扱った人権侵害事件数

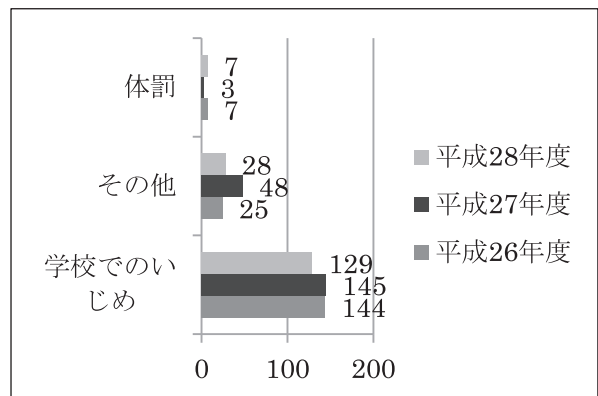


図7 教育職員関係事案

地方法務局に上がってくる事案はかなり深刻なものと考えられることから、学校におけるいじめ問題も依然として深刻な状況にあると推測される。

3「学校での指導」において、岐阜県においては学校の人権同和教育に一定の成果が認められると結論付けたが、学校でのいじめ問題の深刻化はどのように理解されるべきなのか。当然のことながら、学校の人権教育が同和教育に特化して行われているわけではないので、その人権教育の在り方に問題があるのではないかと推測できる。すなわち、人権課題に対する知識は教えられているが、その知識が道徳的心情や道徳的な判断力、さらには実践的な意欲にまで有機的に繋がっていないのではないのか。

ここで再び「県民意識調査」から問題を掘り起こしてみたい。同和問題についての考えに関する質問に「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」を選んだ者は平成19年度29.2%、24年度25.9%と他の選択肢よりも高いが、「とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」19年度11.1%、24年度10.3%、「同和地区の人々の問題であり、自分には関係ない」19年度1.7%、24年度2.0%、「あまりさわがずそっとしておけばよい」が19年度22.1%、24年度20.4%、「特に興味はない」が19年度6.2%、24年度7.7%で、これら4つの選択肢を合わせるとおよそ40%になる(図8)。

これを年代別にみると、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」を選んだ者は30歳代で低く、20歳代で他の年代よりも高くなっているが、その他の年代では年代による差はみられない。一方、平成24年度の「とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」、「同和地区の人々の問題であり、自分には関係ない」、「あまりさわがずそっとしておけばよい」、「特に興味はない」の4つの選択肢の合計は50歳代では40.8%、40歳代では38.8%、30歳代では36.7%、20歳代では35.5%と若い年代になるほど低くなっている(図9)。

これらのことから、同和問題に対する否定的・

消極的な態度は若い年代になるほど低くなっているものの、その割合は20歳代でも35%ほどであり、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」という積極的で意欲的な

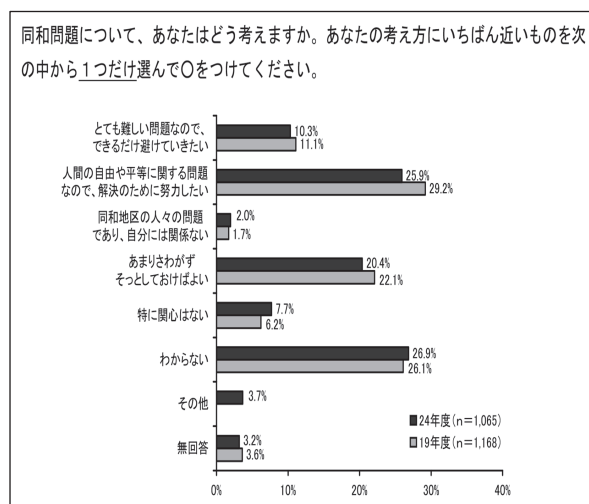


図8 同和問題に対する考え

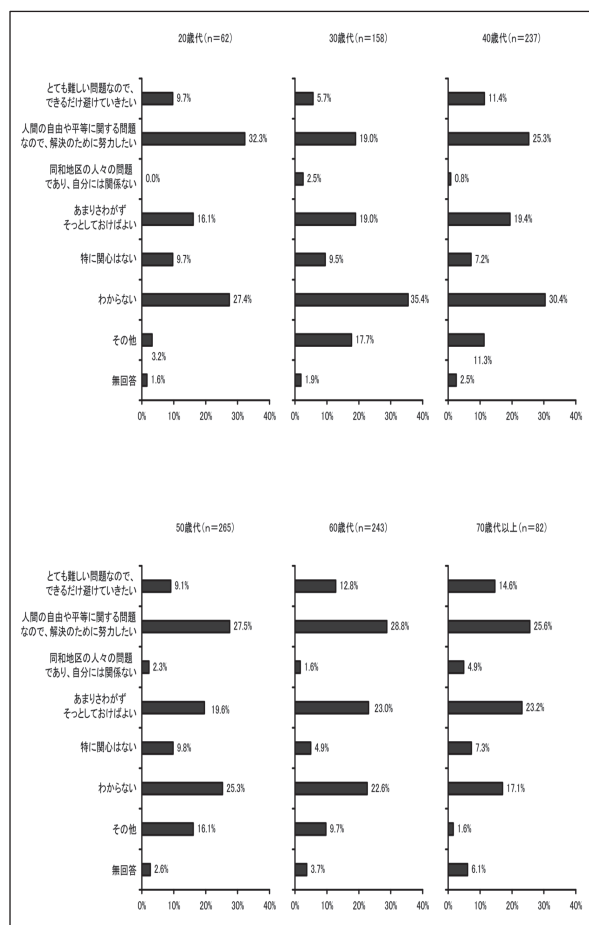


図9 同和問題に対する考え (年代別)

選択肢を上回っている。また、「わからない」との回答は高齢の年代よりも若い年代に多い傾向がみられるが、これは偏見や差別に対して毅然とした態度で臨むことができているためと考えられる。

さらに、人権侵害をうけたときの対応に関する質問に「黙って我慢する」との回答が平成14年度20.0%、19年度17.1%、24年度21.7%となっており、ここにも人権に対する消極的な姿勢がみられる（図10）。これを年代別にみると、70歳代では12.2%、60歳代17.3%、50歳代20.0%、40歳代23.6%、30歳代32.3%、20歳代25.8%となっており、若い年代に高い傾向がみられる（図11）。このことから、人権同和教育を受けた若い年代にあっても人権に関する意識は高くはなっているものの、それが道徳的心情や道徳的判断力、さらには道徳的な実践力にまでは高まっておらず、いじめなどの現実に対して傍観者のまま、見て見ぬふりをしてしまうなど、有効な抑止力となりえないと推測される。

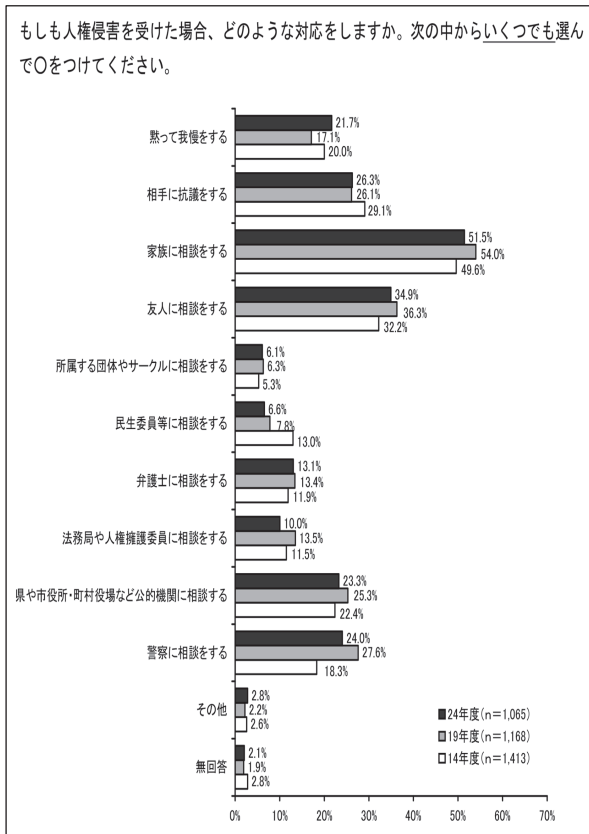


図10 人権侵害をうけたときの対応

5 今後の取り組みの方向性

学習指導要領の改訂によって、中学校では平成31年度から「特別の教科」道徳が全面实施される。今回の道徳教育の改善に関する議論は、いうまでもなくいじめ問題への対応であり、生徒が現実のいじめ問題等に主体的にかかわって、実効性のある役割を果たすことができるようにすることが、その最終の目標であろう。「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」のなかで『道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見詰め、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。』と記されている。

ここまでの記述により、岐阜県においてはこれまでの道徳教育によって、若い年代の者には道徳的知識や道徳的心情についてはかなりの程度で成果を上げていること、しかしながらその知識や道

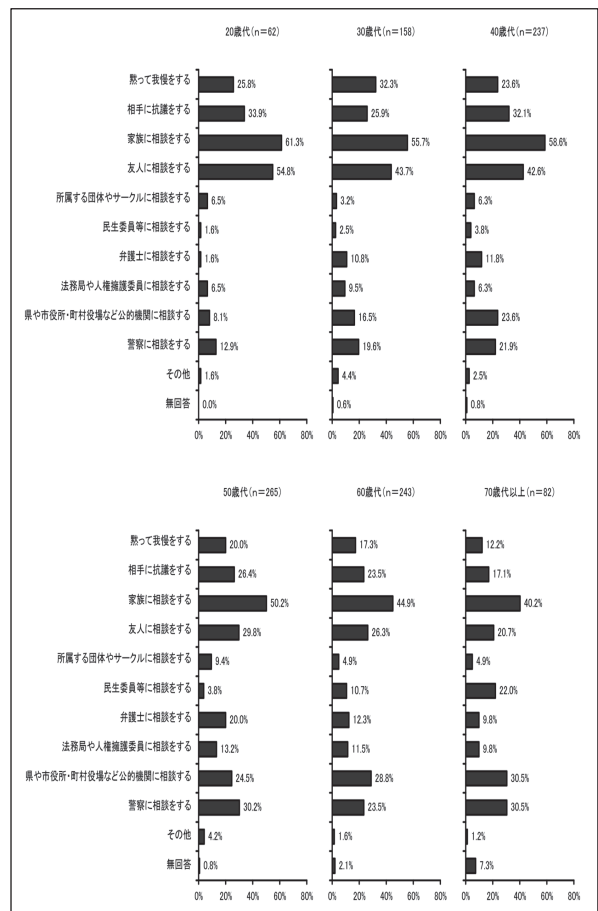


図11 人権侵害をうけたときの対応（年代別）

徳的心情が実践的な力として醸成されていないことが判明した。いじめをはじめとする学校内外の深刻な人権侵害に主体的・意欲的に対処できる生徒の育成が喫緊の課題となっており、そのための教育実践が急がれる。

6 むすび

岐阜県では、「人権に関する県民意識調査」を平成14年度以降5年ごとに実施しており、平成28年度に1年前倒しで実施された。その報告書がこの夏以降に公表される予定であり、人権に関する最新の県民意識の動向が判明する。今回は時間の都合上、最新のデータは利用できなかったが、最近のおおよその傾向を知ることができた。今後は28年度版のデータをも加え、さらには各中学校での道德教育の実践に関する調査を実施するなどして、より有意な道德教育の在り方を問うことが必要と考えている。

[文献 (引用文献)]

- 1) 「人権に関する県民意識調査」(平成24年調査)
岐阜県環境生活部人権施策推進課
- 2) <http://www.pref.gifu.lg.jp/portal/GPR4/GPR4104V01.php>
- 3) <http://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/static/osirase-jinken.htm>